

大阪市立大道南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知・徳・体の調和のとれた子ども」の育成のために「大道南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① 生活指導においては児童の実態に即して、目標を立てる。

- ・生活指導部会を定期的に実施する。
- ・子どもの様子などを話し合える雰囲気づくりをする。

② 保護者との連携を密にして、小さなことも見逃さない体制づくりを行う。

- ・子ども同士のトラブルなどには迅速に対応する。
- ・保護者との信頼関係を作るため、すべての教職員で共通理解をする。

③ 溫かい思いやりのある学校づくりに努める。

- ・道徳教育の充実
- ・講話や読み物教材の充実

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 専科指導や個別指導などを生かして、「わかる」喜びを体感させる。
- ② 研修計画に従い、教員が切磋琢磨して学習指導に取り組み、指導力を向上させる。
- ③ 主体的・対話的で深い学びを実践し、考える力を高める。

- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① 学級活動では、自分たちで計画し、みんなで学校を楽しく、よくしようとする態度を育てる。
 - ② 児童会活動・委員会活動などで、人のためになる仕事を責任を持って行うことを体感させ、自己肯定感をはぐくむ。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳教育の年間計画のもと、互いを思いやる大切さや命の大切さを実感できる指導を行う。
 - ② 特にいじめについての教材を活用して、体感できる指導を工夫する。
 - ③ 情報モラルなどについても、計画的に取り組む。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 小さな変化にも気づく鋭敏な感覚を持ち、児童の心に寄り添った指導ができるよう、教職員が日々の研究と修養を積む。
- ② 問題が起こった時には、記録をとり、教職員が共有できる体制づくりを行う。
- ③ アンケート調査を活用し個人面談を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員が共通理解し、問題解決に一丸となって取り組む。
 - ② 子どもへの指導は、きちんと聞き取り、適切に行う。特に複数の教員が対応する。
 - ③ 家庭との連携を密にして、問題を共有し、ともに解決する姿勢を持つ。
-
- ④ 関係諸機関との連携を行う。（窓口は教頭）

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生活指導部会の中に「いじめ対策委員会」を位置づける。

② 構成

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・生活指導副部長・学年主任・養護教諭
・関係教職員

③ 役割

- ・学校基本方針に基づいて、年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合は緊急会議を開き、迅速な情報の共有と、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

【調査等】

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
年3回（7月・12月・2月）

【研修会】

- ・人権教育実践研修会（6月）
- ・生徒（生活）指導研修会（10月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信をする。
- ・学校協議会への提案・協力体制を行う。（年3回）
- ・委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請を適宜行う。

(3) 取組内容の検証

- ・P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連を図る。
- ・未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について、委員会で協議する。

7. 重大事案への対処

① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）

③ 調査組織の設置や事実関係の明確化

④ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

⑤ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ（例）

